

## 食品による薬物中毒事案への対応について

平成20年1月31日  
食品による薬物中毒事案に関する  
関係閣僚による会合申合せ

政府は、今般明らかになった冷凍食品による薬物中毒事案が深刻な健康被害をもたらし、国民の間に食品の安全に関する不安が増大したことに鑑み、政府として一体的に取り組んでいくため、下記のとおり申し合わせる。

## 記

## 1. 被害拡大の防止

- (1) まず第一に、被害の拡大を防止することが最重要である。このため、内閣府、警察庁、厚生労働省、農林水産省は、緊密な連携の下、国の関係機関及び保健所、消費生活センター等地方公共団体の機関や業界団体を通じ、国民に対し、事案の概要、製造業者名、商品名等の必要な情報について、積極的な提供を行う。
- (2) 本事案に関する国民からの問合せに対応するため、国の関係機関、地方公共団体の衛生担当部局や保健所、業界団体などに窓口を設置し、そこに厚生労働省は関係省庁と連携し、迅速に情報提供を行う。

## 2. 原因の究明

関係省庁においては、連携を図りながら、当該薬物が混入した経路の解明等原因の究明を図る。なお、本件が外国製の食品に関するものであることを踏まえ、関係国の協力を求める。

## 3. 再発防止策の検討

上記1.及び2.の対応を行うとともに、今回の事案についての各機関の対応について詳細に点検を行い、今後同様の事案の再発の防止策の検討を進める。

なお、関係省庁の局長級による会合を、事態の進展に応じて、今後随時開催する。